

川崎市国際交流センターにおける飲料自動販売機設置仕様書

公益財団法人川崎市国際交流協会を甲とし、設置業者を乙とする。

1 設置場所、設置台数

川崎市中原区木月祇園町2-2 川崎市国際交流センター

本館2階第5会議室前及び屋外イベント広場入口近く 各1台

2 設置期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

※甲乙とも解約の申し出がない場合は、設置期間を更に1年間延長できるものとする。ただし、甲の指定管理期間の令和8年3月31日まで（予定）

3 設置条件（必須） *必須条件をすべて満たさなければ選考対象とはなりません。*

(1) 本体

ア 飲料自動販売機とする。自動販売機により販売することができるものは、お茶、清涼飲料水、又はこれに類するもの（アルコール飲料は除く）に限る。

イ ノンフロン対応機とすること。

ウ 施設内の設備や来館者の利用を妨げない大きさとする。

エ デザインは公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。

(2) 災害救助ベンダー

災害発生時に、甲が飲料の提供を必要と判断した場合には、乙が所有する自販機内の全ての飲料を無償で提供すること。

(3) 環境への配慮

次のような環境に配慮した業務の実施に努めること。

ア 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。

イ 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の節減に向けた取組を推進すること。

ウ 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。

(4) タイマーによる電気調整

開館時間（9：00～21：00）以外については、自動販売機の照明を消灯すること。ただし、屋外に設置する自動販売機についてはこの限りではない。

(5) 耐震対策（転倒防止対策）

自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

(6) 空容器回収箱

本館1階談話ロビー自動販売機コーナーの空容器回収箱について、定期的に空容器の回収をすること。

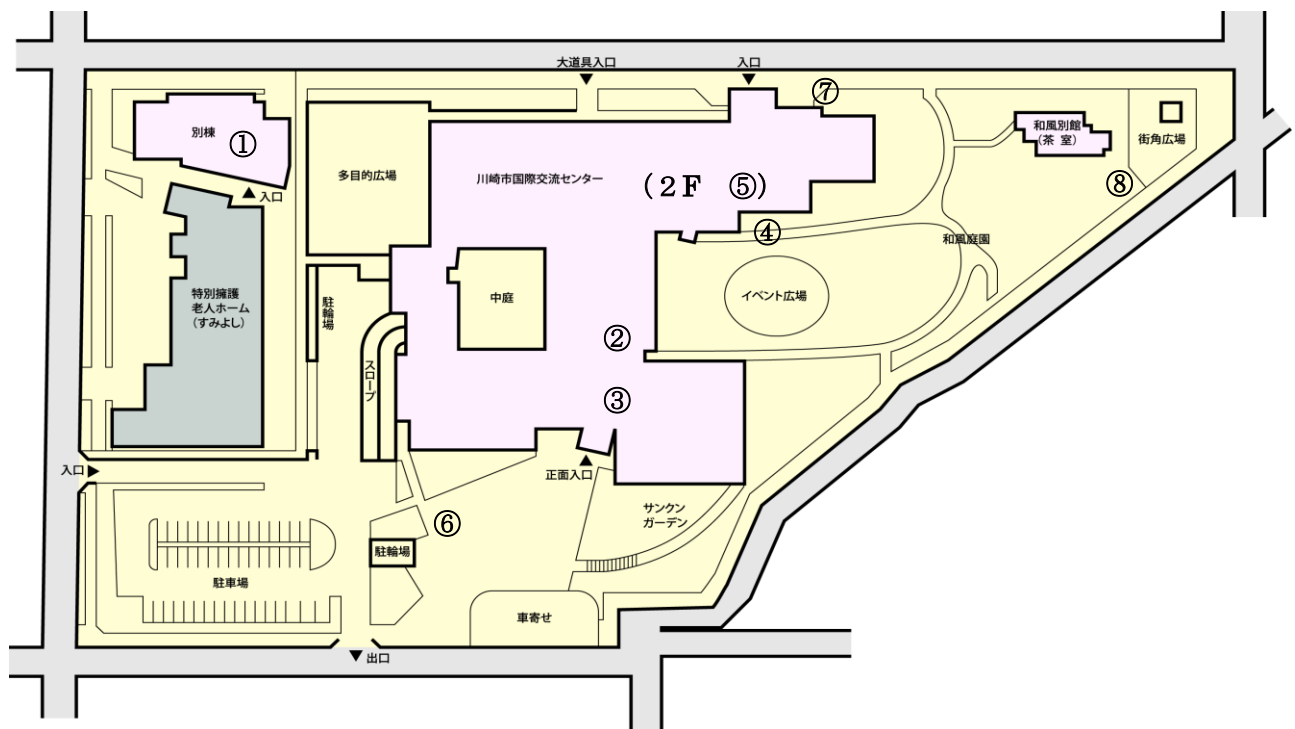
4 設置料

設置料は乙が甲に毎月支払う。設置場所に対する設置料は次の通りとする。

| 番号 | 場所 | 台数 | 月設置料 円 | 募集 |
|----|---------------------|----|-------------------|----|
| ① | 別棟 エントランスホール内 | 1台 | 13,200 (12,000+税) | |
| ② | 本館 1階談話ロビー自動販売機コーナー | 4台 | 9,460 (8,600+税) | |
| ③ | 本館 正面入口近く | 1台 | 14,850 (13,500+税) | |
| ④ | 屋外 イベント広場入口近く | 1台 | 11,000 (10,000+税) | 1台 |
| ⑤ | 本館 2階第5会議室前 | 1台 | 4,950 (4,500+税) | 1台 |
| ⑥ | 屋外 駐輪場横 | 1台 | 12,100 (11,000+税) | |
| ⑦ | 屋外 裏側入口 | 1台 | 9,460 (8,600+税) | |
| ⑧ | 屋外 街角広場 | 1台 | 9,460 (8,600+税) | |

(詳細については、別資料を参照)

川崎市国際交流センター全体図



5 設置に伴う電気料

設置料に含まれる。

6 自動販売機売上手数料

売上手数料は、設置の自動販売機に係る毎月の売上の総合計額に乙が決めた手数料率を乗じたものであり、乙が甲に毎月支払う。最低売上手数料率は14%とする。

7 販売価格

原則、標準販売価格（定価）とする。ただし、予め甲に申し出たうえで、公の施設として適正な価格設定であれば、販売価格は乙が決めることができる。

8 費用負担

自販機の設置及び撤去に係る費用については、原則乙による負担とする。ただし、設置に関わる電源の設置については、甲の負担による。

9 業務の解除

乙は、自己の都合により自動販売機を取り下げる場合は、事前に甲に書面により通知することで、甲の指示する方法により、業務を解除することができる。

10 事故責任

自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償をすること。

11 商品・機種等の盗難・破損

甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自販機に係る盗難事故や破損事項等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

12 機種の変更等

機種の交換等を行う場合は、予め甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。

13 現状復旧

乙は、自動販売機を撤去したときは、乙の責任と負担のもとに現状復旧を行い、甲の確認を受けること。

14 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。